

# 掛川市産後ケア事業のご案内



不安や心配のある方は気軽にご相談ください。産後ケア事業は子育ての悩みや不安を抱えるお母さんが安心して過ごせるように支援します。

## 利用できる方

出産から1年以内のお母さんと赤ちゃん

掛川市に住民票がある方で下記のいずれかに該当する方

- 産後の体調の回復に不安等がある方
- 育児不安のある方



※医療行為が必要な場合は利用できません。

## 産後ケアの内容

お母さんと赤ちゃんの健康管理  
 乳児の発達・育児相談  
 沐浴等の育児指導  
 乳房ケアの仕方・授乳方法の助言や指導等

※乳房トラブル・完母を目的とした乳房マッサージが主となる場合は対象となりません。

講座受講を目的とした場合も対象となりません。

## 利用内容

利用日数の上限・・・すべてのサービスを合わせて7日間

サービスの種類	内容及び時間等
短期入所 (ショートステイ)型	宿泊 原則4食付き 1泊2日の場合、利用日数は2日分となります。
通所 (デイサービス)1日型	午前10時から午後6時までの施設滞在 昼食付き
通所 (デイサービス)半日型	2時間以上4時間以内の施設滞在
在宅訪問 (アウトリーチ)型	基本2時間の訪問 (延長の場合は自己負担)

状況により合わせて選択できます。

◎サービスの利用は半日または2時間以内でも1日とカウントします。

## 利用料と自己負担

自己負担金は公費負担額を差し引いた金額となります。施設ごとに利用料が異なり、自己負担がかわります。おおよその金額は裏面にてご確認ください。詳しい料金はご相談の際、お問い合わせください。

【例】 一日当たり利用料金30,000円の施設に市民税課税世帯が1泊2日で利用した場合  
 (利用料金30,000円ー公費負担額21,000円) × 2日間 = 自己負担18,000円

※在宅訪問事業では別途交通費がかかる場合があります。料金は施設にお問合わせください。

## 利用のしかた

①相談  
連絡

②申請  
及び  
面談  
予約

③利用決定

④利用

⑤支払い

利用日の7日前までに申請をお願いしています。担当に必ずご連絡・ご相談ください。



利用の希望のある方は、利用7日前までにお知らせください。利用内容の確認と手続き・申請について説明いたします。

申請時期 概ね妊娠8か月(28週)以降から受付けています。  
 ※利用者・配偶者、その両親も申請できます。  
 掛川市徳育保健センター 健康医療課 母子保健係まで申請してください。

申請時の持ち物と予約について

- ①産後ケア事業利用申請書 ※市ホームページ「申請書ダウンロードサービスー妊娠・出産」にあります。(窓口で記入)
- ②母子健康手帳
- ③非課税世帯(生活保護世帯含む)と考えられる場合は証明が必要になる場合があります。該当の方はお問い合わせください。
- ④希望する施設を選び、予約をお願いします。(日程が決まっていない場合は予約ができませんので必ずお願いします。)

利用決定後、「掛川市産後ケア事業利用決定通知書」が届きます。

予約施設に電話連絡をし、利用内容、持ち物等をご確認ください。予約の変更は利用日の2日前までに施設に連絡し、変更申請をしてください。ご利用に際しては決定通知書が必要です。

決定通知を提示し、利用後自己負担金を施設にお支払いください。

利用時の持ち物  
 母子健康手帳  
 必要な母子の衣服  
 タオル  
 紙おむつ・おしりふき  
 哺乳ビン・ミルク(必要な人・使用している人)

利用上の注意  
 ・利用の中止や変更がある場合は、必ずすみやかに施設にご連絡ください。  
 ・利用決定後、利用の中止や変更等がある場合は健康医療課へ変更(中止)申請書の提出が必要です。  
 ※連絡の無い場合はキャンセル料が発生します。

## 問合せ

掛川市子育て世代包括支援センター  
 (掛川市徳育保健センター内 健康医療課母子保健係)  
 〒436-0068  
 掛川市御所原9-28  
 電話 (0537) 23-8111

